

交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（案）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、特定教育・保育施設（交野市立の幼稚園及び保育所を除く。以下同じ。）及び特定地域型保育事業の利用に関し利用者が負担する費用について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）の定めるところによる。

（利用者負担額）

第 3 条 支給認定子どもが当該支給認定の有効期間内において、特定教育・保育施設又は特定地域型保育施設（以下「特定教育・保育施設等」という。）から教育・保育給付を受けたときにおける法第 27 条第 3 項第 2 号、法第 28 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで、第 29 条第 3 項第 2 号、第 30 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで及び附則第 9 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「利用者負担額」という。）は、当該各号で規定する政令で定める額の範囲内において、市長が別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、法第 29 条第 3 項第 2 号及び第 30 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定に係る利用者負担額（居宅訪問型保育に係る利用者負担額を除く。）は、前項の規定により算定した利用者負担額に次の各号に掲げる当該子どもが受けた保育の種別の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 24 号。以下「条例」という。）第 3 章第 2 節に規定する小規模保育事業 A 型及び条例第 5 章に規定する事業所内保育事業（保育に従事する職員の全てが保育士である場合に限る。）として行われる保育 100 分の 90

(2) 条例第 3 章第 4 節に規定する小規模保育事業 C 型として行われる保育 100 分

の80

(3) 条例第3章第3節に規定する小規模保育事業B型及び条例第5章に規定する事業所内保育事業（第1号に掲げるものを除く。）として行われる保育 100分の70

3 利用者負担額の算定に当たっての年齢は、当該年度の初日の前日における年齢によるものとし、当該年度中は、その年齢を適用する。

（利用者負担額の納付）

第4条 特定教育・保育施設等（保育所を除く。）から教育・保育給付を受けた支給認定子どもの支給認定保護者又はその扶養義務者（以下「支給認定保護者等」という。）は、前条に定める利用者負担額を特定教育・保育施設の長又は特定地域型保育事業を行った者（以下「施設長等」という。）に納付しなければならない。

2 保育所（交野市立保育所を除く。）から保育給付を受けた支給認定子どもの支給認定保護者等は、前条に定める利用者負担額を市長に納付しなければならない。

（利用者負担額の通知）

第5条 市長は、利用者負担額を決定したとき又はその額を変更したときは、当該支給認定保護者及び当該支給認定保護者が利用する施設長等に通知しなければならない。

（利用者負担額の減免）

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

（利用者負担額の納期）

第7条 第4条の規定により徴収する毎月分の利用者負担額の納期は、毎月の末日とする。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。